

砥部町運転免許証自主返納支援事業実施要綱

平成 30 年 3 月 28 日

砥部町告示第 52 号

(目的)

第 1 条 この告示は、愛媛県公安委員会に運転免許証を自主返納する高齢者に対して、町が予算の範囲内において乗車券等を交付することにより、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備するとともに、高齢者による交通事故の抑制及び高齢者の生活支援の一助を目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 92 条第 1 項に規定する運転免許証であって、同法第 92 条の 2 に定める有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第 104 条の 4 第 1 項の規定により、全ての種類の運転免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転免許取消通知書 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 30 条の 9 第 4 項の通知書をいう。
- (4) 高齢者 65 歳以上の者をいう。
- (5) 乗車券等 第 4 条第 1 項各号に規定する乗車券等をいう。

(対象者)

第 3 条 乗車券等の交付の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている高齢者のうち、運転免許証を自主返納した者（自主返納後に高齢者となった者を除く。）とする。

(乗車券等の種類等)

第4条 乗車券等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 伊予鉄道株式会社が発行する IC い〜カード
- (2) 砥部町内の協力事業所で利用できる砥部町運転免許証自主返納者タクシー利用助成券（様式第1号）25枚
- (3) 砥部町内の協力事業所で利用できる砥部町運転免許証自主返納者自転車等購入助成券（様式第2号）

2 前項に定める乗車券等の額は、5,000円分とする。

3 乗車券等の交付は、1人1回限りとする。

（交付申請）

第5条 乗車券等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砥部町運転免許証自主返納支援事業交付申請書（様式第3号）に、運転免許取消通知書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、松山南警察署において自主返納と同時に乗車検討の交付を申請するときは、運転免許取消通知書の添付を要しない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは砥部町運転免許証自主返納支援事業交付決定通知書（様式第4号）により、適当と認められないときはその旨及び理由を付した文書により、申請者に通知するものとする。

（乗車券等の送付）

第7条 町長は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、乗車券等を送付するものとする。

（乗車券等の使用制限等）

第8条 受給者は、交付を受けた乗車券等を他人に譲渡し、又は使用させてはならない。

2 乗車券等は、再交付しないものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、受給者が偽り又は不正の手段により乗車券等の交付を受けた

と認めたときは、その交付決定を取消し、交付した乗車券等の返還を命じるものとする。

- 2 受給者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、乗車券等を返還しなければならない。この場合において、既に乗車券等を使用しているときは、当該使用した金額に相当する乗車券等の額を併せて返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 10 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 乗車券等の購入に関し必要な手続その他この告示に基づく事業を実施するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

砥部町運転免許証自主返納者タクシー利用助成券

助成券番号	第 号
助 成 額	2 0 0 円
有 効 期 限	年 月 日

発 行 者

砥 部 町 長 印

乗車日	年 月 日		
取扱事業所名		運転者名	

様式第2号（第4条関係）

（表）

砥部町運転免許証自主返納者自転車等購入助成券

助成券番号	第 号
助 成 額	5,000 円
住 所	伊予郡砥部町
氏 名	
発行年月日	年 月 日
有 効 期 限	年 月 日

発 行 者

砥 部 町 長



購 入 日	年 月 日
取扱事業者	
担 当 者	

(裏)

砥部町運転免許証自主返納者自転車等購入助成券 利用の注意事項

1 使用方法

登録された事業所で利用できます。

自転車（電動アシスト自転車含む）又は自転車用ヘルメットの購入に利用できます。

2 事業所の方へ

ご利用された助成券は、月別に取りまとめて町へ翌月 10 日までに請求してください。

3. 連絡先

砥部町役場 介護福祉課 高齢者福祉係

TEL 089-962-7255

砥部町運転免許証自主返納支援事業交付申請書

（宛先）砥部町長

※ 太枠内のみ記入してください。

年 月 日

住 所	砥部町		
フリガナ			
氏 名			
生年月日	年 月 日	電話番号 (連絡先)	— —
乗車券等選択 (5,000 円相 当額)	次のうち一つだけに○を付けてください。 ☐ ① 伊予鉄道株 ICい〜カード ☐ ② 砥部町内の協力事業所で利用できるタクシー利用助成券 ☐ ③ 砥部町内の協力事業所で利用できる自転車等購入助成券		

私は、愛媛県公安委員会に全ての種類の運転免許証を返納しましたので、上記のとおり乗車券等の交付を申請します。なお、本申請に関わる審査のため、町職員が住民基本台帳を確認することに同意します。

<注意事項> ※必ずお読みください。

- この事業は、砥部町の住民基本台帳に記録されている方で、運転免許証を自主返納した時点で、65歳以上の方が対象となります。
- 乗車券等の交付は、1人1回限りです。

<受付者等記載欄>

受付番号	No.				
免許取消日	年 月 日	所属		取扱者氏名	

第 号
年 月 日

様

砥部町長



砥部町運転免許証自主返納支援事業交付決定通知書

年 月 日付けの砥部町運転免許証自主返納支援事業交付申請については、
次のとおり決定しましたので通知します。

決定した内容	☐ ①伊予鉄道（株） I C い〜カード ☐ ②砥部町内の協力事業所で利用できるタクシー利用助成券 ☐ ③砥部町内の協力事業所で利用できる自転車等購入助成券
--------	---

<注意事項> ※必ずお読みください。

1. 決定した内容は変更できません。
2. 他人への譲渡はできません。
3. 乗車券等の再交付はできません。
4. 乗車券等の交付は、1人1回限りです。

連絡先

砥部町宮内 1392 番地
砥部町役場介護福祉課
電話：089-962-7255